

8

支援・配慮事例

障害のある学生への支援・配慮事例の掲載にあたって

1. 本章の内容

- 本章は、平成26年度に日本学生支援機構（JASSO）が実施した「支援・配慮事例調査」によって提供された事例のうち、障害学生支援に具体的にどのように取り組めば良いか参考となるような事例を障害種別に4例ずつ掲載しています。
- 事例の内容理解や、提供する支援を決定する際の考え方の参考となるよう、各事例に「解説」を付記しています。

2. 事例をご覧になる際の留意事項

- 障害のある学生への支援は、障害の状態や学校の体制・財政状況などによって、その内容は異なります。掲載事例の「申し出の内容」から「話し合いの内容」、「提供した配慮」までの過程と「解説」を参考にしながら、当該学生と良く話し合い、各校の事情に応じた具体的な支援を検討することが大切です。
- 掲載した事例の内容については、基本的に提供された内容のまま掲載していますが、学校や個人、地域が特定されないよう、組織名称などは一般的呼称にしています。

〈視覚障害〉

〈事例1〉	
申し出者	本人（盲）、出身校の教員
申し出を受けた部署	学部長・総務部・言語科目主任・学生部・障害学生支援室
申し出の内容	<p>【講義等】板書の読み上げ、資料のテキストデータの事前提供、教科書内の使用箇所の早期通知（点訳のため）</p> <p>【英語】eラーニングの代替、英語クラス分けテストの点字受験・時間延長（別室受験）</p> <p>【支援機器】点字プリンタ等の機器設置、点字携帯端末の貸出</p> <p>【その他】入学後自己紹介できる場の確保、掲示板情報の提供、入学前のキャンパス歩行訓練</p>
話し合いの内容	<p>【講義等】申し出の内容に対応することを確認した。</p> <p>【英語】申し出を受け、入学前面談時に英語担当主任教員が再度聞き取りを行なった。主任教員が科目の特性や授業の進め方を説明し、eラーニングは画面を見ながらの操作のため、指定時間内に作業を行なうことが困難であることを話し合いながら確認した。その後、英語研究室で検討することとした。</p> <p>【支援機器】点字プリンタ等、主な支援機器は既に設置されている。点字携帯端末の貸出は初めての要望であり、また個人利用する物の貸出の前例もなかったため、大学と学部で協議を行なった。</p> <p>【その他】〈自己紹介の場合〉学部担当教員が新入生オリエンテーションでの時間の確保について検討を進めた。</p> <p>〈掲示板情報の入手〉教務部担当職員が窓口対応で情報提供することを検討した。休講情報などはウェブ掲載が多く、その情報取得方法について教示する機会を担当職員が調整した。</p>
提供した配慮	<p>【講義等】主に所属学部で教員間の理解共有を行なった。資料のテキストデータは、授業担当教員への配慮依頼文書に学生のメールアドレスを記載し、そこに送付してもらうよう依頼した。グラフなどの内容の伝え方等について、障害学生支援室からアドバイスを行なうこともあった。</p> <p>点訳については、言語科目教科書を中心に、授業担当教員から教科書の使用ページの指示があり、点訳事業者へ点訳を依頼した。</p> <p>【英語】eラーニングを、別の種類の科目を2度（前後期各1回、教員・内容は異なる）履修することで代替した。また、クラス分けテストの点字・時間延長受験を認めた。</p> <p>【支援機器】点字携帯端末について、フィールドワーク等学外における学習を考慮し、大学の備品として、規定に沿った手続を毎年行なうことを前提に貸出することとした。購入するまでの期間の貸出であることを両方で確認済み。</p> <p>【その他】〈自己紹介の場合〉学部のオリエンテーションにおいて、学部新入生および教員の前で行なった。</p> <p>〈掲示板情報の入手〉窓口対応を基本とした。特に掲示中心に情報発信を行なっている教職関連の窓口では、週1回必ず情報提供をすることとした。ウェブ掲載の情報取得方法は、オリエンテーション期間中に携帯電話による操作を担当職員が直接教示し、授業期間が始まってからスムーズに情報を得られるようになった。</p> <p>〈歩行訓練〉入学前に、出身校の教員が行なった。立体コピーによるキャンパスマップを大学が用意し、授業でよく使用する教室やその他の施設などの場所を職員が教示した。</p>
<p>※解説：点字使用学生に対する丁寧な支援事例。語学の代替については当該分野の主任教員が関わり、掲示内容の周知やウェブ情報取得のレクチャーはそれぞれの事務担当部署が責任を持ち、また、入学前の歩行訓練は出身校の教員が担当するなど、専門部署を中心としながらも、学内外の連携を密に支援を進めている。点字携帯端末の貸出という前例のなかった要望についても、前向きに可能性を探り対応している。</p>	

〈事例2〉	
申し出者	本人（弱視）
申し出を受けた部署	障害学生支援室
申し出の内容	1. 支援学生制度の利用 2. 学内の危険個所の把握など、不安軽減の援助
話し合いの内容	障害学生支援室専門教員との面談、入学する学科の教職員との面談、新入障害学生ガイドンス（外国語・情報・体育担当教職員との面談会）を行ない、配慮依頼の内容について協議・決定した。
提供した配慮	【配慮依頼文書】 視覚補助具（単眼鏡・ルーペ・タブレットPC）の持ち込み、パワーポイント資料の印刷配付（A4版に2スライド）、赤・青チョークの使用自粛、試験時間延長（1.3倍）、授業間の移動に時間がかかることへの理解など。 この文書は所属教育組織内で周知されるほか、学生が授業担当教員に手渡し、配慮を直接依頼している。 【外国語】 外国語担当教職員・専門教員・本人の3者で4月中旬に3度面談を行ない、配慮の内容について理解を求めた。 【その他】 視覚障害学生用学習支援室及び支援学生制度の利用。蛍光チョーク・太めのホワイトボードマーカーを学生に貸し出し、授業担当教員に使ってもらう。資料の拡大（文字サイズ）については、専門教員による適切な文字サイズ評価の結果は本人の希望と異なるサイズとなったが、卒業後を考え、協議、本人同意の上決定した。
※解説：弱視学生に対する丁寧な支援事例。障害学生支援室の専門教員が、アセスメントの結果を基に本人の要望と必要な支援内容が合致しているか否かを慎重に検討し、本人と相談しながら実際の対応を決定している様子が伺える。	

〈事例3〉	
申し出者	本人（弱視）
申し出を受けた部署	障害学生支援室（入学後）
申し出の内容	教育実習について、学生自身が実習の様子をイメージできず不安を訴える。
話し合いの内容	障害学生支援室担当者が指導教員と共に学生の配慮希望内容を確認の上、障害学生支援委員会に学生の希望を提出。委員会で協議の上、支援認定される。
提供した配慮	教育実習委員長から実習校へ配慮依頼書を送付。学生・教育実習委員長・修学支援室担当者が教育実習校を訪問し、事前に実習担当者から実習校の環境や実習の内容についての説明を受ける。学生と修学支援室担当者が視覚特別支援学校に出向き、地域支援コーディネーター教員から、教育実習時に児童生徒へ自分の障害（見え方や接し方）をどのように伝えたらよいかについて具体的なアドバイスを受ける。
※解説：教育実習に際して不安を訴えた弱視学生に対する支援事例。実習先への文書送付や事前打ち合わせなど、十分な準備を行なって実習に臨んでいる。また特別支援学校の協力は、より具体的な工夫の手立てを学生に助言できるという点で大変有効である。	

〈事例4〉	
申し出者	本人（弱視）
申し出を受けた部署	支援担当コーディネーター（学生支援課）
申し出の内容	視野が極端に狭いため「拡大読書機の配置」や「資料の拡大コピー」などの支援を利用している学生から、授業とは別に論文作成のための文献調査や文献提供の支援をしてほしいとの申し出があった。
話し合いの内容	はじめに当該学生の支援要望を聞き、ウェブ検索及び読書ソフトを利用した精読は可能だが、図書館利用、特に書庫内移動や文献選定等には困難があることを確認。話し合いの中でコーディネーターから支援内容を提案し、その後はメールのやりとりで支援内容の微調整を行なった。 個別面談後、コーディネーターを中心に支援要請に応えることが課長の了解を得て決まり、その後図書館司書に文献調査支援に関して協力を要請した。文献のテキスト化は複数の人員を配置して対応した。
提供した配慮	図書館書庫へのつきそい、司書による情報収集支援及び文献調査支援、ピックアップした多数の文献の目次データ作成（目次データにより、その文献を精読対象とするかどうかを当該学生が判断するため）、精読対象文献のPDF化とテキストデータ化（メール添付でデータを提供）、論文の体裁点検・修正。
※解説：4年次の弱視学生に対する支援事例。文献検索や研究資料の閲覧等は、特に視覚障害学生が独力で行なうことの難しい内容である。この事例では、障害学生支援担当者と大学図書館スタッフが連携して研究資料の情報保障を行ない、卒業研究遂行のための有効な支援を提供している。	

〈聴覚障害〉

〈事例1〉	
申し出者	本人・特別支援学校教員
申し出を受けた部署	入試課・サポートチーム
申し出の内容	入学試験の配慮、ノートテイク制度の利用、配慮文書の作成の要望があった。
話し合いの内容	<p>【入学前】学内支援受付に入学後の配慮も含めた事前相談があった。入学試験の配慮については入試課が対応した。入学後の内容については、入学が決まった時点で具体的な支援について相談することとした。</p> <p>【入学決定後】サポートチームとして学部長、担任、学生課、教務学事課、医務室が具体的な支援について相談対応を行なった。</p> <p>引っ込み思案の学生であったが、自分の要求を相手にわかりやすく伝えることは学生本人の責任において行なうこととした。それ以降も半期に一度の面談を継続して実施した。</p>
提供した配慮	<p>【入学試験】大学入試センター試験の「受験上の配慮」の適用等を行なった。</p> <p>【入学後】情報保障としてオリエンテーション、授業でのノートテイクやパソコンノートテイク、入学式等の式辞の文章配付、科目担任へ配慮文書の配付を行なった。</p> <p>【学生の様子】入学時は聾学校からの進学ということで、不慣れな点が多く大変であったが、その都度自分から相談に来てくれた。同じ聴覚障害の先輩と同じクラブに所属し、うまく人間関係を構築できている。4年生になってからは、就職活動におけるグループディスカッション等の新たな壁にぶつかったが、障害者採用枠の利用等についても自分で考えて行動するようになり、成長したと感じる。</p>
<p>※解説：障害学生支援の専門委員会がない私立大学が、聴覚障害のある学生が利用者としての成長を促すために定期的な面談をしながら教育支援してきた事例である。障害のある学生の状態や卒後の人生を見据えて教育的視点で対話を重ねることの大切さがわかる。また、入試で大学入試センター試験の「受験上の配慮」を適用することで、大学独自の基準で「二重規範」が生まれないように配慮したことも重要である。</p>	

〈事例2〉	
申し出者	本人、出身校
申し出を受けた部署	入試広報課、学科専門科目の授業担当教員
申し出の内容	受験の申し込み時に、入学試験時の情報保障の要望があった。
話し合いの内容	<ul style="list-style-type: none"> 出身校から入学試験の情報保障の要望があったことを入試広報課が文学部部長に報告した。 合格後ただちに、考えられる支援について、学部長、文学部部長、学科長、学長補佐（学生担当）、大学事務局長などで協議し、法人事務局とも協議を行なった。 当該学生と保護者と話し合いを行ない、要望をあらためて聞いた。大学側も努力をするが、できないこともあるということを受容してもらった。 入学する前に出身校と連携。大学の所在する自治体の聴覚障害者協会とも連携して、手話通訳の派遣、教職員研修の講師の派遣、当該学生についての具体的支援について、相談をし、指導を受けた。
提供した配慮	<p>入学試験時の情報保障／入学式、入学時オリエンテーションでの手話通訳の配置</p> <p>教職員の研修会／ノートテイク（学生）のボランティアを募集・研修・派遣</p> <p>また、同年度に他の学科を含めて3名の難聴の学生が入学したことから学内で関係教職員（主に授業担当者）連絡会議を何回か実施している。また当該学生の提案で、学生間で手話サークルができた。</p>
<p>※解説：1,000人規模の私立大学が、学長、学部長といった管理職をはじめとする関係者間で協議の上学生との対話を図ったり、出身校や聴覚障害関係の外部機関と連携して最大限の努力で全学的に支援体制を整備してきた事例である。特に、聴覚障害の専門家が学内にいない「不利」を補うために外部機関との連携体制を早期に構築できたことは大変評価できる取組である。</p>	

〈事例3〉	
申し出者	本人・保護者・特別支援学校教員
申し出を受けた部署	学科教員・入試広報部
申し出の内容	入学試験（面接試験）時の手話通訳者入室許可。入学後の授業でのFMマイクの使用。
話し合いの内容	入学試験前は、学科教員・入試広報部に相談及び配慮事項の申し出があった。 入学後の対応については、学科教員と学生部で相談を受けた。 当該学生の入学意思確定後、入学前に、学生と保護者、卒業校の特別支援学校教諭、学科教員、教務部職員、学生部職員、保健室職員、寮管理職員、施設管理担当職員が会し、障害学生支援の概要説明、履修の説明、寮生活の説明を行なった。また、具体的な履修相談、生活相談等、支援内容に関するニーズの確認を行なった。周囲の学生や寮生、教職員への周知内容についても、本人と保護者の意向を確認した。その後は、教務部、学生部が学生と連絡をとりながら支援を行なった。学生のニーズを確認後、各担当者が支援内容を提案した。本人の了解が得られ、実施準備を開始した。また、卒業学校の特別支援学校教諭からの情報提供、本人とのコミュニケーションの取り方など、有用な情報提供を受けた。
提供した配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ノートテイク（PCテイク）の養成と配置。 ・FMマイクの使用許可、板書のデジカメ使用を許可。 ・語学科目（外国語のコミュニケーション）のヒアリングは、運用上の調整で対応。 ・学科教員に障害に関する基本情報と配慮事項の周知を実施。 ・寮生活では、居室にペンダント発信機（ドアホンや管理室呼出し時に発光し知らせる）設置、火災報知器作動時に光で知らせる機械を設置。 ・他大学の教員（聴覚障害学生支援）を招いて勉強会を実施。 ・ノートテイク（PCテイク）の養成のための講習会を開催。
<p>※解説：本事例では、上記の「申し出の内容」と比べて「提供した配慮」の方が配慮事項が増えている。これは、入学前の段階から担当者全員が障害学生支援や大学生活等を説明し、本人との対話を通して、必要と考えられる配慮を多角的に調整した結果であろう。また、出身高校の教員との連携も、大学側が本人とのコミュニケーションや信頼関係を形成したり支援内容を検討する上で有効だったと思われる。</p>	

〈事例4〉	
申し出者	本人
申し出を受けた部署	障害学生支援室
申し出の内容	学外実習における情報保障の要望があった。
話し合いの内容	<ul style="list-style-type: none"> ・実習先と協議を行なった上で実施した。 ・学外で長時間実習するということから情報保障の支援学生を全時間配置することが難しく、遠隔情報保障の活用による支援を提示し、支援内容を検討してもらった上で本人に選択してもらった。
提供した配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・実習先から音声を飛ばし、遠隔情報システムを使用して、大学キャンパス内から支援学生によるパソコン連係入力を行ない、本人はタブレット端末の文字情報で情報を得られるようにした。 ・実習先と十分な協議を行ない、事前に実施環境を整備した。 ・本人からはタブレット端末を携帯するだけで支援が受けられるので、「主体的な参加ができた。」という感想があった。
<p>※解説：学外で行なわれる授業支援において慢性的課題となっていた支援者の確保困難と本人の主体的立場を「遠隔情報保障システム」という新たな方法で解消できた事例である。現場実習等では、移動の時間・距離・経費・時期などの様々な制約から支援者の手配が困難となることが多い。これを同システムの導入で解消することで実習への参加がより保障されるとともに、聴覚障害のある実習生が実習先の関係者と主体的に関わることができたことは参考にした点である。</p>	

〈肢体不自由〉

〈事例1〉	
申し出者	本人（上肢機能障害）
申し出を受けた部署	・当該学生の担任 ・障害学生支援室
申し出の内容	・授業での代筆ノートテイク支援を利用したい。 ・定期試験での配慮をしてほしい。
話し合いの内容	・学期が始まる前に、当該学生、担任、障害学生支援室の教員、支援学生の代表が一堂に会し、当該学生の時間割と本人の要望を確認した。本人が所属する教育組織長と障害学生支援室長の連名で配慮依頼文書を作成し、担任を通じて、当該学生の指導にあたる教員に周知を図った。 ・本人のニーズに基づき、障害学生支援室の教員が提案した支援内容について、当該学生も納得した。
提供した配慮	・授業では、学生による代筆支援を行なった。 ・定期試験では、本人が所属する組織の大学院生による代筆支援や、別室に機器を持ち込み、ティーチング・アシスタント立ち会いの下での時間延長（1.3倍）、時間延長の試験が連続する場合は開始時間の調整を行なった。 ・その後、本人が自発的に試験の支援をしてくれた大学院生と密に連絡を取り、次回の試験時の支援を事前に依頼している。
<p>※解説：授業では、講義を聴きながらメモをとる場面が多くある。しかし、上肢機能障害の場合、筆記や器具等の操作自体に意識が向いてしまい、講義に耳を傾けて理解することが難しくなる。また、筆記等に時間を要するために、思考を深めたり、解答を記述したりする時間を十分に確保することができない。上肢操作の負担を軽減する支援は、本人が講義内容に集中するために、また、授業者がその成果を適切に評価するために重要となる。なお、本事例では、本人自らが大学院生に連絡し、次の試験時の支援を依頼するようになる等の自発性も出てきている。当該学生自身が必要な支援内容を整理し、支援を依頼・獲得する力を高めることも大切だ。</p>	

〈事例2〉	
申し出者	本人（脳性まひ1級）、担任・所属教育組織
申し出を受けた部署	授業担当教員
申し出の内容	電動車いすを使用。 授業（特別支援学校の見学）に際し、自動車による移動が必要な箇所について支援を検討して欲しい。
話し合いの内容	担任・所属教育組織を通じて障害学生支援室に相談があった。関係者で意見交換したところ、電車、バスの乗換えは駅員の介助を利用して移動可能だが、一部のルートでは見学先までの交通機関の運行が十分ではないことがわかった。障害学生支援室では学外の支援（支援学生の派遣など）については個別に検討することを伝えた。
提供した配慮	教育組織は支援願いを障害学生支援室に提出。 交通機関の運行が不十分な箇所は福祉タクシーを用いることとし、その費用を障害学生支援室が負担した。 その他の移動については学生が単独で行ない、支援が必要な場合は知人・友人に相談して対応することとした。
<p>※解説：国立大学の保健学部で学ぶ電動車いす利用の脳性まひによる肢体不自由学生から、特別支援学校見学授業に際し、自動車による移動が必要な箇所についての支援の相談を受けた時、次のような内容で議論を進め支援体制を検討することが求められる。見学先までのルートを確認し、電車バスの公共交通機関では駅員の介助を本人が確認する。公共交通機関が利用できない箇所については福祉タクシーの利用を大学（障害学生支援室）負担とすることを検討し実施する。授業担当教員との連絡相談を密にすすめる。実施後は、当該学生から、見学授業に参加する際の電動車いす学生の参加の問題点と課題についてレポートしてもらう。</p>	

〈事例3〉	
申し出者	高校担任、母親
申し出を受けた部署	入試担当（入試時） 総務・教務・学生担当（入学後） 厚生委員会が協議機関
申し出の内容	車いすでの生活になるため、ある程度支援をしてほしい。
話し合いの内容	高校担任、本人（下肢機能障害）、学科長、事務局職員（教務、学生、保健担当）により支援会議を開催。本人と話し、腕の力が弱く重いドアは開けにくい、急な坂は登りづらく支援が必要、などを確認した。また通学方法はバスであることを確認した。
提供した配慮	学内を本人と教職員が回り、ドアの開閉、段差、スロープなどをチェック。アクセス困難な教室について、授業教室を変更するとともに、受講しやすい座席を確保した。体育の授業については、教員の承諾を得て、見学とした。バスの乗降は守衛・職員が見守ることとした。
<p>※解説：比較的小規模な短大での対応事例（下肢障害、車いす使用）である。厚生委員会を対応機関とし、事務局（教務、学生、保健など）が応じている。専門職員は置いていないものの、必要な対応要素を揃えて取り組んでいる。アクセス可能な教室への変更などは、申し出に応じて行なわれるべき個別配慮のひとつだろう。このほか、著しい負担でない範囲ならば、学生に適した机・いすへの変更が行なわれることもある。申し出者は本人以外だったが、話し合いから本人を交えて協議・検討したことは、本人ニーズを中心とした取組への移行にとって重要である。体育については対応が難しいが、体育の教育目的を踏まえ、見学以外のプログラム検討が望ましい。</p>	

〈事例4〉	
申し出者	本人（上下肢機能障害）、保護者
申し出を受けた部署	学部長・教務部・学生部・保健室・総務部・障害学生支援室
申し出の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・介助員の採用：日常の大部分で介助が必要であり、特に排泄介助において、専任教職員に対応してもらいたい。費用については自己負担分が発生しても構わないとの申し出があった。 ・その他、車いすで授業を受けられる教室の調整と多目的トイレへの移乗台設置の依頼があった。
話し合いの内容	<p>【介助員の採用について】関係する部署間で検討した。専任教職員雇用は費用面で、用務員の活用も検討したが外部委託のため困難であると判断した。学生の居住する自治体の福祉制度も利用できないことを確認した。</p> <p>そのため、授業間の休み時間のみ外部ヘルパーにて対応、費用は大学が負担することとした。大学の支援の考え方や本人にとっての卒業後の社会生活の見据えた決定であることを説明し、希望通りの対応ではないが、本人・保護者ともに納得し、4月の授業開始から対応を始めた。</p>
提供した配慮	<p>【車いすで授業を受けられる教室の調整について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターが設置されていない建物は、構造上の問題から、建物自体の建て替えをしないとエレベーターが設置できないため、実現には至っていない。 ・施設課と調整を行なった上で、要望のあった複数の教室で、車いすで利用できる可動機に改修を行なった。 ・入室ができない教室（エレベーターが設置されていない建物の上層階など）については履修予定科目がわかった段階から、教務部にて教室変更の調整を行なっている。 <p>【多目的トイレへの移乗台設置について】</p> <p>4月の授業開始前に、大学の費用で、常設で1か所設置。本人の希望にできるだけ近いものを設置するよう努めた。支援予算で可動式の移乗台をさらに2台購入し、よく利用するトイレともう一方のキャンパスにも設置。</p>
<p>※解説：トイレ他生活上の介助についてどう考えるかについて参考となる。本人保護者の意向を踏まえて考えられる対応を検討した上での十分な情報提供と丁寧な話し合いのプロセスが、大学と本人保護者の間の信頼関係を醸成して、合意形成に至ったと考えられる。</p> <p>また、施設・設備の改修については、大学内の各部署が連携・協力しながら、優先順位とその時点で可能な支援を行なっている。さらに、継続的に取り組んでいる。</p>	

〈病弱・虚弱〉

〈事例1〉	
申し出者	本人
申し出を受けた部署	保健室、学生相談室
申し出の内容	クローン病発症後休学していた。復学の時点で、体調不良時には保健室のベッドで休養させてほしいとの申し出が保健室にあった。学生相談室には、治療と修学の両立、卒業後の進路の再検討、障害の受容について、相談室の利用を希望するとの申し出があった。
話し合いの内容	本人との話し合いで、本人のニーズ、当面の課題を確認。月日の経過とともに本人から看護師・保健師の資格をとりたい（修学の）意思が示されたため、学生相談室が、修学のための環境を整えるために担当部署とコーディネートを行なう役割を担うようになった。
提供した配慮	体調不良時に保健室のベッドを利用。復学当初は他学科への所属変更を視野に入れた担当部署との話し合い。看護学修学の意志が明確になってからは、看護学科教員へ疾患の状況と留意事項を伝えるための話し合いのセッティングや資料作りの支援。実習期間中の心身の体調管理に関する相談支援。
<p>※解説：クローン病は、消化器系の難病である。体調不良時における保健室のベッド利用とキャリアに関する相談が申し出の内容であり、それに対して、保健室と学生相談室が連携し、本人の意思に沿って適切に対応し、変更・調整を行なっている。</p>	

〈事例2〉	
申し出者	本人、保護者
申し出を受けた部署	修学支援を必要とする場合は入学時に申し出ることとなり、文書により申し出があった。
申し出の内容	医療行為（自己注射等）をするための個室使用、過激なスポーツ（マラソン等）の禁止に対する配慮、必要に応じて授業中でも補給薬を飲むことの許可、意識を失った場合の救急車の手配、通院及び検査のための欠席についての配慮、また体育の授業は昼休み直後に実施してほしいとの要望があった（昼休み直後でなければ参加できないため）。
話し合いの内容	学内委員会において要望に対してどのように対応するかについて報告を行なった。また、担当教員や医務室、体育教員へ情報提供を行ない、対応について依頼した。学生・保護者との面談を実施し、希望どおり対応する旨を説明した。
提供した配慮	自己注射のための個室を確保する。体育の授業や補給薬の飲用については、担当教員及び体育教員に情報提供を行ない、対応してもらうこととなった。通院のための欠席については担当教員と保護者が状況について密に連絡をとり合い、相談することとした。また、体育の授業については、昼休み直後の時間でなければ参加できないとのことだったため、参加できる授業時間割を作成した。
<p>※解説：自己注射が必要な場合、授業中でも補給薬を飲まなくてはならない場合がある。本人、保護者の要望に対して、担当教員や医務室、体育教員へ情報提供を行ない、適切に対応し、変更・調整を行なっている。</p>	

〈事例3〉	
申し出者	本人、母親
申し出を受けた部署	保健センターの看護職、教務課
申し出の内容	心臓疾患のため大学内で病状悪化の可能性があるため、大学内での休養先の確保、緊急時の対応、救急時に使用するキットの預かりに関する要望があった。また授業科目の教室をエレベーターのある施設への変更してほしいとの希望があった。
話し合いの内容	本人と保護者、保健センター所長及び看護職で、病状及び支援要望の確認と学生生活上のアドバイス等の話し合いの場を持った。保健センターでは、可能な支援内容についての説明と確認、及び担当教員と教務課に対する支援相談の提案を行なった。教員等からの理解が得られない場合は保健センターにて対応する旨を話し、当該学生は納得した。教務課では、事前申請があればエレベーターのある教室等の配慮は可能である旨を、当該学生に回答した。
提供した配慮	<p>【大学内での休養先の確保】 保健センター等を利用することとした。安全対策担当部署に報告し、警備員への対応徹底を依頼した。</p> <p>【救急キット】 保健センター預かりとした。救急時の対応を医療スタッフに周知した。</p> <p>【授業科目の教室変更】 一部の科目を除き変更した。変更できなかった科目はスロープのある施設を利用して移動するよう当該学生に説明し、了承を得た。また定期試験の実施教室もエレベーターのある施設を手配した。</p>
<p>※解説：心臓疾患は就学者には比較的多い疾患である。本事例は、大学内で病状悪化の可能性があるため大学内での休養先の確保、緊急時の対応、救急時に使用するキットの預かりに関する要望があり、加えて授業科目の教室をエレベーターのある施設への変更の希望があり、これらの変更・調整を適切に行なっている。</p>	

〈事例4〉	
申し出者	本人、母親
申し出を受けた部署	担当教員、保健室
申し出の内容	食物アレルギーの診断があり、アナフィラキシーショックを起こす可能性があるため、エピペンの携帯、緊急時の体制についての相談があった。アレルギーを起こしやすい食品、化学物質についてもあわせて説明を受けた。
話し合いの内容	担当教員と保健室に相談があった。所属学科と障害学生支援委員会での対応について協議し、教職員会議で看護師からエピペン使用方法について説明を行なった。
提供した配慮	<p>担当教員と本人が密に連絡をとり、その都度解決している。</p> <p>また、工場見学、遠足などのアレルギー反応が起こらないように慎重に場所の選定している。</p> <p>加えて、医療機関から注意点などを記載した診断書を預かっている。</p>
<p>※解説：食物アレルギーは、近年非常に増加している疾患である。場合によっては死に至る疾患でもある。アナフィラキシーショックを起こす可能性があるため、エピペンの携帯、緊急時の体制についての相談があり、適切に変更・調整を行なっている。</p>	

〈発達障害〉

〈事例1〉	
申し出者	本人（ASD：自閉スペクトラム症／自閉症スペクトラム障害）
申し出を受けた部署	ゼミ担当教員
申し出の内容	<ul style="list-style-type: none"> 得意科目で修得した単位を、不得意な語学系科目、情報系科目の単位として認定してほしい。 他の学生のいない別室授業としてほしい。
話し合いの内容	<ul style="list-style-type: none"> 教育支援の検討部会を開催。支援内容を検討し、授業担当教員へ要請（別室授業）を行なった。 担当教員から卒業要件を変更することができないことを伝達。その上でできる支援を行なうことを説明し、当該学生も支援内容については納得していた。
提供した配慮	<ul style="list-style-type: none"> 情報系科目は、代替科目の履修を薦める。 英語科目は、TOEIC試験による単位認定。
<p>※解説：本事例は、不得意科目の単位を得意科目の単位により認定してほしいという申し出であったが、卒業要件を変更することができないことを伝え、その上でできる支援について説明し、支援を実施している。また、得意科目への代替は認めていないものの、代替科目の履修を薦めたり、TOEIC試験による単位認定を行なったりするなど、可能と判断された方法により単位認定を行なっている。卒業要件の変更は合理的配慮の範疇を超えており、単位認定が可能な代替手段を検討するなどの配慮が実施されている。</p>	

〈事例2〉	
申し出者	本人（LD：限局性学習症／限局性学習障害）、出身高校教員、保護者
申し出を受けた部署	キャンパスサポート受付
申し出の内容	<ul style="list-style-type: none"> 出身高校の教員から発達障害の学生が入学するにあたり、生活面を含めての支援を希望するとの申し出があった。 特異的識字障害でノートが取れない、文章が書けないといった点と生活面では整理整頓ができない、指示がないと動けないという点について支援を求められた。
話し合いの内容	<ul style="list-style-type: none"> サポートチームとして学部長、学生課長、教務学事課長、学生相談室カウンセラー、医務室看護師がはじめに高校教員から申し送りを受けた。 高校の教員、本人、母親とサポートチームが面談を行なった。 はじめに高校時代に受けていた学習面での支援内容と生活面での支援内容を聞き取り、大学生活で引き続き実施できる支援とできない支援について説明をした。その上で、希望する支援内容を聞き取り、学部教授会等において合理的配慮を決定することになった。 卒業要件を変更して、単位認定をしてほしいとの要望は、その後も続いているが、その都度できないことを伝えて納得してもらっている。
提供した配慮	<ul style="list-style-type: none"> 学部では支援者として担任が個別指導にあたることになった。 支援内容は、授業内容の確認（復習）、レポートの作成、提出物等の声かけ他である。 生活面では学生寮に入居することになったため、学生寮スタッフが個別指導にあたる。 半期に一度の面談を継続して実施している。
<p>※解説：本事例は、出身高校の教員からの支援の申し送りを受け、大学で実施できる支援を検討し説明している。出身高校との連携は大学で支援を考える際に役に立つ情報が得られるものであり、大変有益である。また、支援を実施した上で、卒業要件の変更については、できないことを伝え納得してもらっているなど、支援として提供できること、合理的配慮として認められないことを分けて検討・実施している。</p>	

〈事例3〉	
申し出者	本人（ADHD：注意欠如・多動症／注意欠如・多動性障害）、保護者
申し出を受けた部署	保健室（入学時）、学生相談室（3年時）
申し出の内容	<p>【入学時】健康調査に保護者からADHDへの配慮の申し出があった。一度に多くの課題や作業工程を与えず、全体の見通しを示し、メモを渡して段階的にやるべき事を指示してほしいとのこと、対人関係ではトラブルはないため、まずは現状を見守ってほしいとの希望があった。</p> <p>【3年時】多動傾向は落ち着いているが集中力を持続できず、学習やレポート提出を計画的に行なう事が苦手なため、予定を手帳に記入する事やレポート作成開始の声かけ、本人に合った勉強法についての指導等、修学支援の要請があった。</p>
話し合いの内容	<p>【入学前】副校長と関係教員が保護者と面談し本人の特性や要望を確認した。</p> <p>【3年時】障害学生支援委員会において支援が必要と判断され、支援チーム結成となり、当該学生の全教科担当教員へ支援依頼文書を配付した。</p>
提供した配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援方針、支援計画に基づき、手帳を活用したスケジュール管理 ・ 睡眠記録による寮での安定した生活習慣獲得の支援 ・ 同専攻の上級生をチューターとして、レポート作成等の学習支援を依頼 ・ カウンセラーによるカウンセリング。 <p>上記申し出内容の他、無気力ややるべき事に取りかかれない自責感等の悩み、抑うつ傾向がみられるようになり学校医、臨床心理士が介入した。</p>
<p>※解説：本事例は、経年的な状態の変化に伴って、支援を導入した事例である。当初は申し出ほどの支援は必要ないと判断したとしても、状態像は学年進行に伴って変化することがある。対象となる学生に対して、継続的な相談や周囲が留意して見守るなどの対応を行ないながら、早期に状態の変化に気づくことにより、適切な対応が可能となる。</p>	

〈事例4〉	
申し出者	本人（ASD：自閉スペクトラム症／自閉症スペクトラム障害）、保護者
申し出を受けた部署	学生相談室（障害学生支援部門）
申し出の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入学前に両親と本人で来談。教師の指示が入らず、集団行動ができないため、小・中学生のときから通級指導教室を利用した。 ・ 高校では担任の教師が様々な場面で支援をしていた。高校の教員に大学入学後はサポートがなくなるため、相談に行くようにと言われた。 ・ 両親は支援を希望していたが、本人は「自分には必要ない」と拒否的であった。
話し合いの内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ まず、高校の担任より高校生活の様子を書面にて回答してもらった。その内容を踏まえ、関係する部門（保健センター、学科教員）と支援の在り方について話し合った。 ・ 学生との話し合いは、学生を混乱させないために、担当の障害学生支援員を通じて行なった。
提供した配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学生活がどの程度過ごせるのかわからなかったため、障害学生支援員をしばらく授業に同席させた。 ・ 最初は拒否的であったが、次第に障害学生支援員と本人の間に信頼関係が生まれ、支援を受け入れ、そこで得られた情報から、個別支援計画を作成した。 ・ 当該学生は勉学より、主に人とのかかわりが多くなる実験や演習などに困難があり、それらの時間に担当障害学生支援員を同席させることにした。
<p>※解説：本事例は、大学入学後に高等学校の教員から支援の申し出に行くように言われて、訪れた事例である。本人は、支援ニーズについて自覚がなく、当初は支援に対して否定的であったが、障害学生支援員との間に信頼関係が生まれたことから、支援を受け入れるようになっていく。このように、支援ニーズに対して自覚がない学生もいるが、自覚がないことから支援を実施しない、もしくは自覚なしに支援を開始するのではなく、継続的なカウンセリングや本事例のような学生との関わりを通して、自己理解を促すことにより、支援につながることも重要である。</p>	

〈精神障害〉

〈事例1〉	
申し出者	本人（統合失調症）
申し出を受けた部署	障害学生支援室員（教員、臨床心理士）
申し出の内容	①診断と症状などを理解して全学的に以下の情報を周知してほしい。 幻聴、被害妄想、不安等の症状のため、授業を途中退席や欠席をする可能性がある。グループワークが困難なことがある。これらの困難を補うために教員に直接質問に伺うことがある。治療薬の副作用のため日中の眠気や手指の震え、平衡感覚の障害が生じる可能性がある。 ②学内で昼休みに一人で過ごす空間を提供してほしい。 ③（保護者より）認知行動療法を実施してほしい。
話し合いの内容	相談を受けた障害学生支援室員が、学生生活総合支援センター室長、障害学生支援室長及び学生教務課障害支援室員に報告して対応を協議した。 学生と話し合う機会も設けて、要望に対する大学の回答を伝えた。
提供した配慮	①学生が全学周知を希望している情報は、障害支援室から全教員に伝えた。 ②一人で過ごす空間は、空きスペースがあったので、その利用を学生に案内した。 ③認知行動療法の実施については対応できないが、通常の学生相談における対応は可能。
<p>※解説：精神疾患の症状と、それによって生じる修学上の困難について、学生本人から大学全体へ周知が依頼されている。精神疾患の多くは外見からはわかりにくいいため誤解されやすい。そのため正しい情報の共有は大切なポイントである。</p> <p>統合失調症は慢性に経過する疾患なので、症状とある程度つき合いながら学生生活を送ることが多い。また、症状や学生生活上の困難は個人によって異なる。本学生が昼休みに一人で過ごす空間を求めているのは、人間関係から短時間でも距離をとること、休憩時間を確保すること、服薬のため等が考えられる。もし学内に適切な空きスペースが無かった場合は、合理的配慮の範疇でさらに話し合いを進め、代替手段について検討することになるだろう。</p> <p>本学生のためだけに大学が認知行動療法を実施するのは、合理的配慮の範疇を逸脱しているため対応できないと判断されたと考えられる。</p>	

〈事例2〉	
申し出者	本人（不安性障害）
申し出を受けた部署	保健室担当者及び学年担当教員
申し出の内容	入学して間もなく、本人から、聴覚過敏があり、頭痛持ち、パニック発作を起こすため、発作が起きた時は途中で抜けて保健室で休みたいとの要望があった。教員には自分で伝えていると話した。その後、授業中にパニックになり、教員に付き添われ保健室に来た。学科長より保健室と教員との情報共有の話があった。
話し合いの内容	学年担当教員と保健室担当者、学生本人が話し合い、学科長に報告した。
提供した配慮	パニック発作時に教科の担当教員が様子を見る。必要に応じて保健室で休養するよう誘導する。
<p>※解説：関わる教員達が共通認識を持って対応にあたることで、不安や緊張は軽減した。学生本人は、これまで受療したことがなかったため、保健室の担当者が家族にも含めて医学的な知識を説明し、服薬や認知行動療法によって症状のコントロールを軽減することを説明した。</p> <p>パニック発作や予期不安のために電車に乗れず登校できなかつたり、発表が苦痛なあまり授業を欠席するなど、精神疾患のなかでも不安性障害は大学への適応に困難があることが多くみられる。語学やゼミなどで口頭発表や議論を求められる場面で症状が目立ったり、就職活動の面接で顕在化することがある。</p>	

〈事例3〉	
申し出者	本人（性同一性障害（性別違和）：Male To Female）
申し出を受けた部署	入試課と教育推進課
申し出の内容	専門科を受診しているが確定診断は受けていない。 ①学内での通称名の使用 ②女性の服装着用 ③健康診断（更衣、尿検査でトイレ使用）での配慮
話し合いの内容	入学手続きに伴い、本人から配慮を希望された。教育推進課、所属部局の部局長と教務委員長、学生支援課に加え、学生本人と保護者も交えて入学前に協議した。
提供した配慮	①学籍は戸籍に登録されている本名とするが、授業等では通称名の使用を許可した。 ②女性の服装の着用は認める。 ③多目的トイレを使用してもらう。 その他：入学後に本人と担任が協議して、クラスメイトに開示した。また、所属教育組織の会議でも開示して同様の配慮を求めた。
<p>※解説：本事例は、専門科を受診し、確定診断はまだなされていないが、これまでの学生生活（中学校や高校）も考慮して、希望された修学環境に関する配慮のほとんどが適切と判断された事例である。</p> <p>性同一性障害については、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（最終改正：平成23年5月25日）があり、配慮の際には、そちらを参照すると良いだろう。</p> <p>DSM-5病名、用語翻訳ガイドライン（初版）（日本精神神経学会作成）では、患者の理解と納得が得られること、差別意識や不快感を生まないこと、国民の認知度を高めることを期待し、「性同一性障害」を「性別違和」という呼称に変更している。事例の対応を積み重ねながら、大学内での通称名使用許可のルールが整備されることが望まれる。</p>	

〈事例4〉	
申し出者	本人（気分障害）、保護者
申し出を受けた部署	学生相談室及び学生相談委員（教員、学部代表委員）
申し出の内容	①気分状態が不安定になった際、授業中に頓服薬を服用することを認めてほしい。 ②頓服薬の影響で授業中に眠気が出る可能性が高いが、承知しておいてほしい。授業によっては退室することが適当な場合もあると考えている。 ③欠席時の資料を後日受け取ることができるようにしてほしい。 ④語学授業において、個別に指名して発言を求められる機会を極力控えてほしい。
話し合いの内容	学生相談室のコーディネーター（保健師）と学部教育の担当教員とが本人と面談した。それからの手続きとしては教授会の審議を経ること、配慮は各教員の裁量によるところもあるため、必ずしも本人の要望通りにならない可能性があることを伝え、本人は了承した。
提供した配慮	①学部教育担当の教員から履修科目の教員あて、授業中の服薬の必要性と対応依頼について周知した。 ②授業中の服薬に伴い副作用で眠気が出現する点を承知してもらうよう依頼した。 ③学部教育担当の教員から各教員に欠席したときの配付資料を後日確実に受け取りたい旨を伝えた。 ④語学授業での指名は、病状に悪影響を与える可能性が高いため、控えてもらうように依頼した。
<p>※解説：気分障害は大学生にも多く見られる精神障害である。学生相談室や学部教育担当の教員に個別のニーズを理解してもらうことは、大切なプロセスと考えられる。具体的な支援内容については事例ごとに当該学生と話し合いながら決めることになる。学生は自分の病状をよく理解した上で、必要な支援を自ら申告することが望ましい。本事例では、服薬行動、副作用への対処行動、指名による不安や緊張を回避する行動、さらに情報保障が希望された支援内容である。類似の支援は、しばしば要望される。</p>	